

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス費の取扱いについて  
（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い  
について（第11報）」の問5関係）

問5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において  
当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅  
介護支援費の請求は可能か。

1. 第11報の問5に該当する場合、給付管理票は東京都国民健康保険団体連合会に提出  
するのか？給付管理票を提出する場合、どのように記載するのか？

- ① 給付管理票の提出は必須である。
- ② サービスの提供がなくても当初予定していたケアプランの計画単位数を給付管理  
票に記載すること。なお、計画単位数を「0単位」とした場合、エラー（エラーコ  
ードATTL）となる。

2. 本取扱いの適用期間はいつからか。

適用は5月実績分からとなる。

（臨時的な取扱いについては、事務連絡を発出した月から適用するルールとなっている）。

なお、適用の終期は現時点では決めていない。但し、自治体が地域の感染者の状況に  
応じて、臨時的取扱いの終了を定めることを妨げるものではない。

3. 本取扱いは介護支援予防費についても同様と考えてよいか。

良い。